

リーガルホールドについて

松 原 努*
ダリル オーサチ**

抄 録 2006年の米国連邦民事訴訟規則（以下、FRCPという）の改正を契機として、多くの日本企業がeDiscovery対応を余儀なくされてから、既に十年以上の歳月が経過しており、2015年のFRCP改正によりeDiscovery対応コストと効果の均衡性に対する改善や厳しい制裁の適用要件の厳格化など、その負担は軽減される傾向にあります。その間、多くの示唆に富んだ重要判例が出ていますが、リーガルホールドに関する疑問が完全に解消することはありません。本稿では改めてリーガルホールドに焦点をあて、実務上のポイントと留意点及び違反事例について解説します。

目 次

1. はじめに
2. リーガルホールド
 2. 1 リーガルホールドとは
 2. 2 保全対象
 2. 3 タイミング
 2. 4 対象者
 2. 5 適用の開始
 2. 6 モニタリングと解除
 2. 7 データプライバシー法の影響
 2. 8 罰 則
3. 違反事例
4. おわりに

1. はじめに

リーガルホールドの類義語としてリティゲーションホールド（Litigation Hold）という言葉が使われることがありますが、リティゲーションホールドは訴訟等に関連する手続きのみに限定されるため、訴訟等関連以外にも内部調査、政府系機関による調査、税務監査なども含まれるリーガルホールドの方が広範な概念と言えます。そこで本稿では用語をリーガルホールドに

統一して解説を行います。

また、本稿では論点を明確にするため、米国での民事訴訟を念頭に置いてリーガルホールドについて解説します。

2. リーガルホールド

2. 1 リーガルホールドとは

リーガルホールドは、既に提起されたまたは潜在的な訴訟、法令、政府系機関による調査、税務監査などに対応するために情報を保全する一連のプロセスを指すもので、関係者へのリーガルホールドノーティス（Legal Hold Notice：以下、ノーティスという）の送付のみを指すような単純なアクションではありません。米国での民事訴訟への対応がもっとも一般的ではありますが、それに留まらずに企業内での内部調査や米国以外での係争でも有益な手続きです。

* EY新日本有限責任監査法人 Forensics事業部
公認不正検査士 Tsutomu MATSUBARA

** EY新日本有限責任監査法人 Forensics事業部
米国弁護士 Daryl OSUCH

リーガルホールドの目的は情報を保全し、証拠を破壊や喪失から守ることにありますが、違反した場合は文書毀棄（Spoliation：以下、スポリエーションという）と判断される場合があります。スポリエーションは、証拠の改ざん、証拠隠滅や証拠隠しなどの意図的で悪質なものから、不注意による証拠の破棄、提出漏れなどが含まれる場合があります、eDiscovery対応の中で最も避けなければならない状況です。

これから行うリーガルホールドについての説明では、そのガイドラインとしてFRCPの規定が頻繁に参照されますが、リーガルホールドの基礎となる情報保全義務や罰則をFRCP自体が具体的に定義している訳ではないことには注意が必要です。

2.2 保全対象

リーガルホールドの対象は、原告又は被告の主張や答弁に関連性があり、事案での必要性に均衡する情報とされます。後半の均衡性に関する部分について補足すると、争点となる問題の重要性、争点に対する金額、当事者の関連情報への相対的なアクセス度合、当事者の資源、係争の解決に対するディスカバリの重要性、ディスカバリによる負担及び費用がその利益を上回るかどうかを考慮して、事案での必要性に均衡する情報ということになります¹⁾。

上記の判断を当事者が的確に行うことは非常に難しいものです。すべての情報を保全して制裁（Sanction）という最悪の事態を避けるというのも一つの方法ですが、そのためのコスト負担は莫大なものになる一方で、コストを優先した結果、保全した情報が十分でなければ、厳しい制裁を受ける可能性があるからです²⁾。

また、均衡性の判断材料の一つである、当事者の関連情報へのアクセス度合、ディスカバリによる負担及び費用が的確に把握できていないために適切な説明や判断ができず、リーガルホ

ールドの対象範囲が必要以上に広範になってしまう場合もあるかもしれません。こういった事態を避けるために、平時からどのような種類のデータが、どこに、どのくらい保管されていて、開示までにどの程度の期間やコストが掛かるかなどの情報を把握しておく必要があります。

2.3 タイミング

当事者はいつ情報の保全を開始するかについても、代理人と相談しながら、最終的には自ら判断しなければなりません。召喚状を受領するといった直接的で分かりやすい事象もありますが、これは証拠保全義務が発生すると考えられるタイミングとしては遅いものであり、それよりも前に義務が発生する場合があります。その判断は、訴訟が合理的に予見されることという基準に基づいて行うべきものであり、実際に召喚状を受け取ってなくても訴訟が予見される事象が発生した場合には、証拠保全義務が発生するとされているからです。この判断に関する具体的で明確なルールは存在しませんので、下記に証拠保全義務が発生する一般的な事象を記載します³⁾。

- ・訴訟に巻き込まれるか、調査対象となるという信用できる警告を受け取った時。
- ・経営層が訴訟に発展し得る訴状について議論した時⁴⁾。
- ・経営層が内部通報者の訴状を受領した時。
- ・過去の経験から、通常なら最終的に訴訟か調査に繋がる出来事が発生した時⁵⁾。

2.4 対象者

リーガルホールドの対象者として最も明確で分かりやすいのは、事案に対して関連性が高く、重要なデータの保有者であるカストディアン（Custodian）⁶⁾です。上記以外で考慮しなければならない対象者は、カストディアンと同じチームで仕事をしている他のメンバーや、カスト

ディアンの上長などとなります。

また、リーガルホールドの対象となる情報がシステム上で自動的に削除されるような設定がなされているか、バックアップテープなどのように一定期間経過後に上書きされてしまうなどの運用を行っている場合、関係しているIT担当者にも通知を行って、対象となっている情報の破棄を防止することも重要です。

2. 5 適用の開始

リーガルホールドの対象者が特定された段階で、速やかにノーティスを発行します。ITシステムによる自動文書削除などの影響によって、たった一日の対応遅れが制裁に繋がる可能性がありますので、ノーティスの発行は優先的に対応しなければなりません。

ノーティスには一般的にリーガルホールドの目的、予見される訴訟等に関連する可能性のある情報の説明、その情報を特定し、情報の保管場所を確認し、保全する（＝情報の移動、改ざんを含む変更、破壊や削除などを行わない）といったノーティスの対象者の義務、過去の違反事例と制裁、ノーティスに関する質問が生じた場合の連絡先の窓口などを分かりやすく具体的に記載し、対象者に通知します。

ノーティスの手段に明確な規定はありませんが、e-mailのような一方通行のコミュニケーションは誤解を生み、証拠保全義務の適切な履行の妨げとなる場合があります。すべての対象者が証拠保全義務を理解しているかどうかを確認するためにも、文書形式で作成したノーティスを対象者に直接対面で説明し、質疑応答により疑問点を解消するなどインタラクティブな方法で伝達することが望ましいです。

また、訴訟においてリーガルホールドが適切に行われたかが争点となる場合に備えて、リーガルホールドの一連のプロセスを事実に基づいて適切に文書化してください。システ

ム対応を行った場合、実行時に適切な手続きが行われたことを示す何らかの証拠を残しておくことも非常に有効です。

2. 6 モニタリングと解除

冒頭にも記載しましたが、リーガルホールドのプロセスはノーティスが発行されてそれで終わるものではありません。特に企業間の係争は解決までに時間を要する場合が多く、それに伴って発生する証拠保全義務は年単位で継続されることも少なくありません。その間も、証拠保全義務の一定の制限を受けながら企業活動は継続されるため、会社貸与コンピュータやスマートフォンの故障、システムの改廃に伴うデータの移行、カスタディアンの異動や退職など様々な業務関連のイベントによって、リーガルホールドの対象となった情報は不注意による改ざんまたは削除のリスクに常にさらされています。

また、上記以外にも訴訟の争点の追加や変更などによってリーガルホールドの範囲が変更となり、これに伴って関係者へのリマインド、証拠保全義務の遵守状況のモニタリング、対象者やスコープの変更に伴うノーティスの再発行などが必要となる場合があります、リーガルホールドが解除されるまで継続されます。

リーガルホールドの開始と同様に、解除も重要なイベントです。特に複数のリーガルホールドが並行する場合、明確な解除の手続きを怠ると対象情報を誤って変更または削除してしまうリスクがあるので、留意が必要です。

2. 7 データプライバシー法の影響

本稿では米国の民事訴訟を念頭に置いて解説を行っていますが、ビジネスのグローバル化に伴って、日本を含む米国外の居住者がリーガルホールドの対象者に含まれることも増えていきます。加えて、個人情報自体の定義から遵守すべきルールも国によって異なるため、グローバル

で統一的な運用は難しくなりつつあります。各国のデータプライバシー法に抵触することがないよう、リーガルホールドを検討するタイミングで必ず現地法の弁護士に相談を行ってください。

2. 8 罰 則

証拠保全義務に違反した場合の罰則については、FRCP 37 (e) で下記のとおり規定されています。

- ・ 訴訟が予見されるか、実際に提起されたことにより保全すべきだった電子データが、当事者がデータを保全するために合理的な対策を講じなかったことによって失われ、かつ、後続のディスカバリ対応により当該データが復元又は代替できなかった場合、裁判所は (1) 失われた情報により相手方が不利益を被った場合、不利益を回復するために必要な程度を超えない手段を命令する、または (2) 当事者が故意により相手方当事者の情報の利用を妨げたと認められる場合に限って、(A) 失われた情報は当事者に不利であると推定する、または、(B) 陪審に対して情報には当事者に不利な情報が含まれていたと推定しても良い、または、推定しなければならないと説示する、または、(C) 訴訟を却下するか、懈怠判決を下す。

具体的な記載ではありませんが、少なくとも証拠保全義務の違反が故意によるものかどうかによって罰則が大きく異なることはご理解いただけるかと思います。次の章では、実際の違反事例について解説します。

3. 違反事例

この章では、リーガルホールドに関する違反が争点となった事例について解説します。できる限り2015年のFRCP改正以降の新しい事例を

取り上げるべく収集しましたが、解説に相応しい判例の数にも限りがあるため、それ以前の例も含まれています。

2015年のFRCP改正によって厳しい制裁の適用要件は厳しくなっており、改正の前後では同じ事象に対して、適用される制裁の内容に違いが生じる場合があります。ただし、適用される制裁の内容が変わったとしても、これから解説する事例に含まれる行為自体に制裁が科される可能性があることに変わりはないため、参考となる事例と言えます。

【事例①】

リーガルホールドの対象者が不足していた事例：EPAC Techs., Inc. v. HarperCollins Christian Publ'g, Inc. (Case No. 3:12-cv-00463 (M.D. Tenn. Mar. 29, 2018))

被告は定型文で構成されたデータの保全方法に関する説明のないノーティスを対象者に送付し、かつ、IT部門の情報管理担当者が対象者から漏れていたため、IT部門の情報管理担当者がこの情報を知るまでに、三年が経過しました。結果として、情報管理担当者がリーガルホールドに伴う対応を行うまでの間に、会社の文書管理規定に基づいて数千の文書が削除されました。

これに対して、裁判官は被告が意図的に情報を開示しなかったとまでは言えないものの、削除されてしまったe-mailは復元できなかったため、FRCPのRule 37 (e) に基づいて被告の不適切な対応により削除されてしまったe-mailに関する陪審への説示、被告側のコスト負担でe-mailに関する証人尋問を原告に許可、スペシャルマスター⁷⁾の費用の75%を被告が負担、スペシャルマスター手続き中の原告の合理的な経費と弁護士費用の半分を被告が負担する制裁を与えました。

この例は、与えられた制裁自体は厳しいものではありませんが、ノーティスを情報の直接的

な保有者だけに送付することの危険性を示唆しており、多くのITシステムを使用している企業では、訴訟対応部門とIT部門との緊密な連携が必要不可欠と言えます。

【事例②】

適切なリーガルホールドを行ってもスポリエーションを防げなかった事例：GN Netcom, Inc. v. Plantronics, Inc. (No. 18-1287 (3d Cir. July 10, 2019))

被告は2012年5月に原告からの督促状を受領した際にリーガルホールドを実施し、その後もリーガルホールドの更新、トレーニングの実施、定期的なりマインドメールの送信などを行っていましたが、一人の従業員が自身のe-mailの40%を削除し、関係者にも削除を指示していました。これらの行為を知った法務執行役員は削除されたe-mailの控えている可能性のある従業員の秘書を新たにリーガルホールドの対象に加えて、調査会社に削除データの復元を依頼しましたが、すべてを復元することはできませんでした。また、その間にも継続的にデータの削除が行われていたことを示す証拠が見つかりました。

本訴訟では被告によるスポリエーションに対して、地方裁判所では懈怠判決の申し立てが却下された一方で、e-mailの削除に関する陪審への説示が認められました。また、上訴裁判所では懈怠判決の却下は支持され、スポリエーションに関する専門家証人による証言の機会を設けなかったことを不適切として、一部に対して再審理が言い渡されました。

本訴訟は再審理中であり、現状と異なる判決が言い渡される可能性もありますが、被告のリーガルホールドに関する手続きが適切に行われていたにも関わらず、悪意を持った一人の関係者が甚大なダメージ（訴訟による損失の総額は600億円にも達すると見られています）を与える可能性を示唆する事例です。また、データの

削除が発生した際に、そのデータが最終的に復元できたかがスポリエーションによる制裁の判断に大きく影響する点もポイントです。

【事例③】

当初のリーガルホールドの範囲が狭く、拡大も適切に行われなかった事例：In re Pradaxa (Dabigatran Etexilate) Products Liability Litigation, 2013 WL 6486921 (S.D. Ill. Dec. 9, 2013)

被告は2012年4月にPradaxaに関する最初のPL訴訟が提起されたことを知らせる文書を受領し、4月中にリーガルホールドの手続きを行いました。また、被告は同年6月に広域係属訴訟の申請を行う際に、全体で少なくとも500件以上の訴訟が提起されており、本件が非常に広範で大型の訴訟に発展していることを認識していたにも関わらず、対象者の拡大を段階的に一年以上かけて行い、結果として携帯のテキストメッセージが対象に含まれたのもかなり後になってからでした。

それに対して、裁判官は当初のリーガルホールドの範囲が狭かったことに加えて、対象者の拡大を段階的に実施したことが本件のような大型の広域係属訴訟に対しては不十分であると批判しました。また、証拠保全義務は相手側から要求された情報のみに限定されるものではないことと、不十分なリーガルホールドによりノートイスに記載のなかった電話のメッセージが自動的に削除されたことも批判しました。制裁としては、被告に14日以内のデータの提出（提出できなかった場合は追加制裁の要否を検討）、スポリエーションに関連して原告が払った費用の負担、すべての証言録取の米国での実施、93万ドル余りの罰金（または、集団訴訟1件当たり500ドルの罰金）が言い渡されました。

この例は、過度に範囲を限定したリーガルホールドのリスクを示しています。そして、リーガルホールドの実施に際しては、ITシステム

によるe-mailの自動削除などの通常運用を停止しなければならぬことも重要なポイントです。

4. おわりに

本稿では、米国の民事訴訟を念頭に置きながら、リーガルホールドに関する基本ルールと違反事例について解説しました。リーガルホールドに関する原則はシンプルですが、具体的とは言えないため、実際の適用には難しい点が多いと感じられた方もいらっしゃると思います。本稿を今後の実務対応に少しでもお役立ていただければ幸いです。

最後に、本稿の内容は米国の訴訟制度や法令に関する内容を含んでいますが、訴訟制度や法令に関する概念や語句、判例の説明は原文を日本語に翻訳した参考資料に過ぎません。本稿の内容に伴って発生し得る問題に関する一切の責任を負いかねますので、詳細は必ず法令や判例の原文を参照してください。また、本稿に含まれる意見に関する部分は個人的な見解であり、EY新日本有限責任監査法人の公式見解ではないことをお断り申し上げます。

注 記

- 1) FRCP 26(b)(1).
- 2) The Sedona Conference, Commentary on Legal Holds, Second Edition: The Trigger & The Process, 20 SEDONA CONF. J. 341 (2019), at 351.
- 3) Implementing a Litigation Hold, by Nicholas J. Panarella, Kelley Drye & Warren LLP, <https://www.kelleydrye.com/News-Events/Publications/Articles/Implementing-a-Litigation-Hold> (参照日：2019年12月24日)
- 4) Doe v. Norwalk Community College, 248 F.R.D. 372, 377 (D. Conn. 2007)
- 5) Burton v. Walgreen Co., 2015 WL 4228854, at *3 (D. Nev. July 10, 2015) (plaintiff's return of incorrectly filled medication to the defendant triggered duty to preserve); Waters v. Kohl's Dep't Stores, Inc., 2015 WL 1519657, at *3 (N.D. Cal. Apr. 2, 2015) (duty to preserve triggered when plaintiff fell)
- 6) 訴訟に関連する可能性があるデータの所有者または管理者を指します。
- 7) 裁判所に任命された私人であり、裁判官を補助し、特定の義務を履行する役割を担います。

(原稿受領日 2020年1月7日)